

事 務 連 絡 平成30年10月31日

地 方 厚 生 (支) 局 医 療 課 都道府県民生主管部(局)

国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の 一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

・「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日付け保医発0305第1号)(別添)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (平成30年3月5日付け保医発0305第1号)

別添1

医科診療報酬点数表に関する事項

第2章 特揭診療料

第3部 検査

第1節 検体検査料

第1款 検体検査実施料

D 0 1 4 自己抗体検査

- (12) 抗デスモグレイン 3 抗体
 - ア 「29」の抗デスモグレイン 3 抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、 天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に 算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、<u>厚生労働省 難治性疾患政策</u> 研究事業研究班厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究 班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 - イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「36」の抗デスモグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算 定する。
- (18) 抗デスモグレイン1抗体
 - ア 「36」の抗デスモグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、 天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に 算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、<u>厚生労働省</u>難治性疾患政策 研究事業研究班厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究 班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。
 - イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「29」の抗デスモグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。
- D 0 2 3 微生物核酸同定·定量検查
 - (1) クラミジア・トラコマチス核酸検出
 - ア 「2」のクラミジア・トラコマチス核酸検出と区分番号「D012」感染症 免疫学的検査の「26」クラミジア・トラコマチス抗原定性を併用した場合は、 主なもののみ算定する。
 - イ クラミジア・トラコマチス核酸検出は、PCR法、LCR法、核酸ハイブリ

ダイゼーション法、ハイブリッドキャプチャー法<u>若しくは</u> SDA法又は TMA法による同時増幅法並びにHPA法及びDKA法<u>若しくは核酸ハイブリダイゼーション法</u>による同時検出法<u>又はSDA法</u>により、泌尿器、生殖器又は咽頭からの検体により実施した場合に限り算定できる。